

「信州の伝統野菜」

野菜花き試験場

本年4月1日に施行された「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例」は、平成30年4月1日に廃止された「主要農作物種子法」（昭和27年制定）に代わって、将来にわたって主要農作物等の種子の安定供給の仕組みをより確実なものにするため制定されたものです。同様の条例は多くの道県でも制定されていますが、長野県の条例では伝統野菜もその対象としています。

「伝統野菜」とはウィキペディアによれば、「各地で古くから栽培・利用されてきた野菜の在来品種。地方野菜とも呼ばれる」とあり、続けて「1970年代以降、生産・流通・販売におけるコスト要素から大消費地向けにはほとんど消滅した」とあります。

長野県では平成18年に「信州伝統野菜認定制度」を創設し、県内各地に残る貴重な伝統野菜を次代につなぐ取り組みを行っています。「信州の伝統野菜」として選定されるものは、「来歴」「食文化」「品種特性」の3項目について一定の基準を満たしたもので、本年も新たに2品種が選定されました。古くから東西文化の融合点にあった長野県は、全国有数の伝統野菜の宝庫であり、各地の気候風土に適応して特徴的な味や形、香りなどを持った多種多様な野菜が、貴重な「食の文化財」として脈々と受け継がれてきました。「野沢菜」「松本一本ねぎ」

「ねずみ大根」など知名度の高いものを含め、令和2年11月現在79品種が選定されています。選定品種の詳細は<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/engei-suisan/yasai/dentouyasai.html>を参照してください。

これら「信州の伝統野菜」の9割近くは自家採種・共同採種で種子が継承されています。県では本年度「信州伝統野菜継承・産地育成事業」において、確実な継承、種子の安定的な保存につなげるため、「採種の手引き」を作成することとしており、当场研究員も執筆の一端を担当することにより本事業に貢献しています。



今年新たに選定された2品種
「高遠てんとうなんばん」(上)
と「芝平なんばん」(下)



信州の伝統野菜リーフレット

担当者	岩波 靖彦	電話番号	0263-54-6340
-----	-------	------	--------------